(r)「サービス」には、別段の定めがある場合を除くほか、建設サービスを含む。

(s)「任意規格」とは、物品若しくはサービス又は関連の生産工程若しくは生産方法についての規則、指針又は特性を一般的及び反復的な使用のために規定する、認められた機関が承認した文書であって遵守することが義務付けられていないものをいう。任意規格は、専門用語、記号、包装又は証票若しくはラベル等による表示に関する要件であって物品、サービス又は生産工程若しくは生産方法について適用されるものを含むことができ、また、これらの事項のうちいずれかのもののみでも作成することができる。

(t)「供給者」とは、物品又はサービスを提供し、又は提供し得る者又は集団をいう。

(u)「技術仕様」とは、次の事項について規定する入札の要件をいう。

(i) 調達される物品又はサービスの特性（品質、性能、安全及び寸法を含む。）又は生産若しくは提供の工程及び方法

(ii) 物品又はサービスについて専門用語、記号、包装又は証票若しくはラベル等による表示に関する要件が適用される場合には、当該要件

第二条　適用範囲

協定の適用

1　この協定は、対象調達（その全部又は一部が電子的手段により行われるか否かを問わない。）に係る措置について適用する。

2　この協定の適用上、「対象調達」とは、政府に係る目的のための調達であって次の(a)から(e)までの要件を満たすものをいう。

(a) 次の(i)及び(ii)の要件を満たす物品、サービス又はこれらの組合せの調達であること。

(i) 当該物品又は当該サービスが附属書Ⅰの締約国の付表に掲げられていること。

(ii) 当該調達が、商業的販売若しくは商業的再販売を目的として、又は商業的販売若しくは商業的再販売のための物品若しくはサービスの生産若しくは供給において用いるために行われるものでないこと。

(b) 購入、借入れ（購入を選択する権利の有無を問わない。）等の契約により行われること。

(c) 第七条の規定に従って公示を行う時点において、6から8までの規定により見積もられた価額が、附属書Ⅰの締約国の付表において特定する基準額と同額であるか、又はこれを超えること。

(d) 調達機関により行われること。

(e) 3の規定又は附属書Ⅰの締約国の付表の規定により適用範囲から除外されていないこと。

3　この協定は、附属書Ⅰの締約国の付表に別段の定めがある場合を除くほか、次のものについては適用しない。

(a) 土地、既存の建築物その他の不動産又はこれらについての権利の取得又は借入れ

(b) 契約上の取決め以外の取決め又は締約国が供与するあらゆる形態の援助（協力のための取決め、贈与、借款、出資、保証及び財政による奨励を含む。）

(c) 国庫に係る取引の代行又は預託のサービス、規制された金融機関の清算及び管理に係るサービス並びに公債（貸付け及び政府が発行する債券、利付証書その他の証券を含む。）の売却、償還及び分配に関連するサービスの調達又は取得

(d) 公共部門への雇用契約

(e) 次に掲げる調達

(i) 国際的な援助（開発援助を含む。）を供与することを明確な目的として行われる調達

(ii) 軍隊の駐留に関連する国際取極又は署名国による一の計画の共同での実施に関連する国際取極に定める特別の手続又は条件により行われる調達

(iii) 国際機関の特別の手続若しくは条件により行われる調達、又は国際的な贈与、借款その他の援助により供与された資金で行う調達であって適用される手続若しくは条件がこの協定に適合しないもの

4　各締約国は、附属書Ⅰの自国の付表において次に掲げる情報を特定する。

(a) 付表1においては、その調達がこの協定の適用を受ける中央政府の機関

(b) 付表2においては、その調達がこの協定の適用を受ける地方政府の機関

(c) 付表3においては、その調達がこの協定の適用を受けるその他の全ての機関

(d) 付表4においては、この協定の適用を受ける物品

(e) 付表5においては、この協定の適用を受けるサービス（建設サービスを除く。）

(f) 付表6においては、この協定の適用を受ける建設サービス

(g) 付表7においては、一般的注釈

5　調達機関が、附属書Ⅰの締約国の付表に掲げられていない者に対し、対象調達に関連して当該者が行う調達を特定の要件に従って行うよう求める場合には、当該要件について第四条の規定が準用される。

評価

6　調達機関は、調達が対象調達であるか否かを確認するために調達価額を見積もるに当たり、

(a) 調達をこの協定の適用の対象から全面的又は部分的に除外する意図の下に、当該調達を分割してはならず、また、調達価額を見積もるための特定の評価の方法を選択し、又は使用してはならない。

(b) 次に掲げるものを含む全ての形態の報酬を考慮の上、調達の全ての期間にわたる調達価額の最大限の見積総額によるものとする（契約を締結する供給者が一又は二以上のいずれであるかを問わない。）。

(i) 特別報酬、料金、手数料及び利子

(ii) 選択権を行使する可能性がある調達の場合には、当該選択権を行使したときの総額

7　一の調達のために、二以上の契約又は区分した契約（以下「一連の契約」という。）を締結する場合には、最大限の見積総額は、次の(a)又は(b)のいずれかに基づいて算定する。

(a) 当初の契約の締結前十二箇月の間又は当該契約が締結される調達機関の会計年度の前会計年度に締結された一連の契約であって、同種の物品又はサービスに係るものの価額（可能な場合には、当初の契約の締結後十二箇月の間に調達される物品又はサービスの数量又は価額の予想される変動を考慮に入れて調整した価額とする。）

(b) 当初の契約の締結後十二箇月の間又は当該契約が締結される調達機関の会計年度に締結される一連の契約であって、同種の物品又はサービスに係るものの見積価額

8　物品若しくはサービスの借入れによる調達の場合又は価格の総額が特定されない調達の場合における評価の基礎は、次のとおりとする。

(a) 期間の定めのある契約の場合には、

(i) その期間が十二箇月以下のときは当該期間における契約の最大限の見積総額

(ii) その期間が十二箇月を超えるときは見積残存価額を含む当該期間における契約の最大限の見積総額

(b) 期間の定めのない契約の場合には、一箇月当たりの支払見積額に四十八を乗じて得た額

(c) 期間の定めのある契約となるか否か確かでない場合には、(b)の規定を用いる。

第三条　安全保障のための例外及び一般的例外

1　この協定のいかなる規定も、締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要と認める措置又は情報であって、武器、弾薬若しくは軍需品の調達又は国家の安全保障のため若しくは国家の防衛上の目的のために不可欠の調達に関連するものにつき、その措置をとること又はその情報を公表しないことを妨げるものと解してはならない。